

青森県報

第四千五百五十八号

平成三十一年
一月三十日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二

公 告

○行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……二
○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
○右 同……………(同) ……三
○青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……四
○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……六
○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病務院) ……六
……………(総務課) ……六

規

則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第百五十条の三第一号中「第二条第二号」を「第二条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に定める役割に係る同号」に改める。

第百五十条の四中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

第百五十条の五第一項第一号中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「特例政令第第二条第四号」を「同条第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。

告

示

青森県告示第五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハッピー調剤薬局弘前桔梗野店
所 在 地	弘前市大字桔梗野一丁目二の二
指 定 日	平成三十一年一月三十一日

青森県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	マル大・辻薬局	五所川原市字本町三七	平成 二七・八・三
変更後		五所川原市字大町五〇八の九	

公 告

行政書士試験の合格者

平成三十年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

受 験 番 号
〇三二〇〇二一
〇三二〇〇三二
〇三二〇〇三三

〇三二〇〇三四
〇三二〇〇四三
〇三二〇〇四四
〇三二〇〇四九
〇三二〇〇五五
〇三二〇〇六四
〇三二〇一〇四
〇三二〇一〇五
〇三二〇一三五
〇三二〇一三四
〇三二〇一五七
〇三二〇一六五
〇三二〇一八七
〇三二〇二〇九
〇三二〇二一九
〇三二〇二五二

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
コジマNEW青森店 青森市東大野二丁目一の一八	ニトリ青森大野店 青森市東大野二丁目一の一八	平成 二七・二・二四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八

代表取締役 木村一義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八 代表取締役 木村一義	変 更 後	株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九 代表取締役 白井俊之	変 更 年月日 平成 二七・二・二四
-------	---	-------	---	-----------------------------

四 届出年月日

平成三十年十二月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十一年一月三十日から同年五月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年五月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二二三 代表取締役 辻田泰徳	変 更 後	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二二三 代表取締役 辻田泰徳	変 更 年月日 平成 三〇・一・一
-------	---	-------	---	----------------------------

三 届出年月日

平成三十年十二月二十六日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十一年一月三十日から同年五月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十一年五月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成三十一年一月十八日公表)の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について(第四管理期間)第二及び第三を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量(以下「知事管理量」という。)と留保量は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	211.5トン	うち23.5トン を留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	402.0トン	うち6.9トン を留保する

*1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について(第4管理期間)(以下「県計画別添」という。)の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

*2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量に関する事項

定置漁業について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

漁業協同組合	大型魚	小型魚
大間越漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
深浦漁業協同組合	0.8 トン	7.6 トン
風合瀬漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
新深浦町漁業協同組合	1.4 トン	2.2 トン
赤石水産漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
鱒ヶ沢漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
車力漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
十三漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
下前漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
小泊漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
三厩漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
外ヶ浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
佐井村漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
奥戸漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
大間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
蛇浦漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
易国間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*

下風呂漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
大畑町漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 6 トン
関根浜漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
石持漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
野牛漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
岩屋漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
尻屋漁業協同組合	3. 8 トン	9. 1 トン
尻乃漁業協同組合	6. 9 トン	21. 8 トン
猿ヶ森漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
小田野沢漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
白糠漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
泊漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 4 トン
六ヶ所村海水漁業協同組合	0. 8 トン	1. 1 トン
六ヶ所村漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
三沢市漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
百石町漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
市川漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
八戸みなど漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
八戸岐浦漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
八戸市南浜漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
階上漁業協同組合	0. 2 トン*	0. 1 トン*
(合計)	20. 3 トン	45. 9 トン
(うち留保枠扱い)	6. 6 トン*	3. 1 トン*

承認漁業等について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

	大型魚	小型魚
漁業協同組合		
深浦漁業協同組合	3. 3 トン	20. 8 トン
風合瀬漁業協同組合	11. 8 トン	11. 2 トン
新深浦町漁業協同組合	28. 5 トン	49. 3 トン
鱒ヶ沢漁業協同組合	0. 2 トン*	3. 8 トン
車力漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
十三漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
下前漁業協同組合	6. 9 トン	8. 8 トン
小泊漁業協同組合	15. 5 トン	28. 2 トン
三厩漁業協同組合	62. 1 トン	8. 5 トン
竜飛今引漁業協同組合	18. 4 トン	1. 2 トン
外ヶ浜漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
平内町漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
佐井村漁業協同組合	0. 5 トン	0. 1 トン*

奥戸漁業協同組合	18. 4 トン	1. 1 トン*
大間漁業協同組合	203. 0 トン	10. 4 トン
蛇浦漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
易国間漁業協同組合	0. 4 トン	0. 1 トン*
下風呂漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
大畑町漁業協同組合	12. 6 トン	1. 9 トン
関根浜漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
野牛漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
岩屋漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
白糠漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
泊漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
三沢市漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
階上漁業協同組合	0. 0 トン	0. 0 トン
(合計)	381. 6 トン	145. 4 トン
(うち留保枠扱い)	0. 2 トン*	0. 3 トン*

ただし、大型魚0. 2トン、小型魚0. 1トンの配分は県の留保枠であり、これを受けた漁業協同組合は、積極的な操業を自粛するとともに、混獲した死亡個体以外を水揚げしてはならない。

これらの知事管理量は、別に定める認定協定の措置により厳格に管理する。また、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量の移譲について協議が調った場合には、知事はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量は、当該移譲を反映した数量とする。ただし、大型魚から小型魚への移譲は認められない。また、小型魚から大型魚への移譲にあたって、漁業協同組合は、事前に県と協議しなければならぬ。

なお、本県は、本県の小型魚・大型魚別及び採捕の種類別の数量が各割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は定めた小型魚・大型魚ごと及び採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令を発出する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社エス・ティ・ケー
- 二 代表者の氏名 齊藤雅也
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野一の二六三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一〇〇七九六号
- 五 取消年月日 平成三十一年一月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 - 平成三十年十二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「医療連携部」の下に「地域医療支援部」を加える。
第七条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地域医療の支援に関すること。

別表第一中央病院の項中

医療連携部	部長、次長、地域医療連携企画官	を
医療安全管理室	室長、次長、医療安全推進官	
医療連携部	部長、次長、地域医療連携企画官	に改
地域医療支援部	部長、次長、副部長	
医療安全管理室	室長、次長、医療安全推進官	

める。

附 則

この規程は、平成三十一年二月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------